

1 2 回  
令和 4 年第 総 会  
1 2 月

## 白井市農業委員会会議録

令和 4 年 1 2 月 8 日 開会

令和 4 年 1 2 月 8 日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年12月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

|      |         |
|------|---------|
| 会 長  | 笠 井 行 雄 |
| 会長代理 | 中 村 教 雄 |
| 1 番  | 伊 藤 治   |
| 2 番  | 岩 井 聡 明 |
| 3 番  | 今 井 幹 代 |
| 4 番  | 芦 田 恵 子 |
| 5 番  | 山 崎 正 司 |
| 6 番  | 山 崎 雅 巳 |
| 7 番  | 海老原 清   |

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

5. 海 老 原 菊 夫

傍聴者        なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和4年度第9次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 12月16日金曜日
- ・事前審査会(案) 12月23日金曜日  
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 1月5日木曜日  
午後4時から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、年末のお忙しい中、令和4年12月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年もあと3週間ちょっとで終わろうとしておりますし、これから毎日寒い日が続くと思いますが、委員の皆様におかれましては、風邪等ひかないよう健康管理に十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和4年12月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、今井幹代委員、4番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、十余一字並木下西側の1筆です。

地目は畑。

現況も畑です。

地積は495平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

経営面積は56アール。

義務者は記載のとおりです。

事由は所有権移転（贈与）です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 1班班長、山崎です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、義務者の代理人として、権利者が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されています。

進入路については、確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

労働力は、世帯員の1人で、農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、150日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は全て効率的に耕作されており、過去に農業経営の規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

今回の経緯についてですが、権利者は義務者の姉で、義務者は農業をされていません。

申請農地は権利者の家の裏にあり、今まで権利者が管理してきたということです。

義務者が体調面の問題などがあるため、今回の申請になったということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の高宮正明委員、お願いします。

高宮正明委員 高宮です。

特に付け加えることはございません。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1 番、復字台山の 2 筆です。

地目は山林。

現況は畑です。

2 筆合計で147平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は所有権移転（データセンター事業に伴う道路用地）。

2 番、復字台山の 1 筆です。

地目、現況とも畑です。

地積は150平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は同じです。

3 番、復字台山の 1 筆です。

地目、現況とも畑です。

地積は344平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は同じです。

続きまして、3 ページを御覧ください。

4 番、復字台山の 1 筆です。

地目、現況とも畑です。

地積は379平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は同じです。

5 番、復字台山の 6 筆です。

地目は山林。

現況は畑です。

6 筆合計で1,110.01平方メートルです。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は同じです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎雅巳委員をお願いします。

山崎雅巳委員

1班班長、山崎です。

調査報告を行います。

同一案件ですので、まとめて報告いたします。

資料2から6を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人の不動産会社の方が出席されました。

まず、立地条件ですが、市役所の南300メートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、白井市市役所前まちづくり協議会において事業者として選定され、関係地権者からの土地の取得を実施、データセンター事業用地として造成を行う計画の中で道路拡張をしたいということです。

次に、一般基準ですが、本申請はデータセンター事業に伴う道路用地ということで、2,130.01平方メートル、全体としては32,901.46平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに着手すると思われます。

また、周辺農地への支障ですが、本人説明での日照の問題、開発道路と私有地の境界付近で高低差が生じた場合には、土留め等の土砂流出対策をするということで説明してあるということです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員をお願いします。

秋本善久委員

推進委員の秋本です。

山崎班長さんの報告のとおりで、特に補足説明はありません。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番から5番まで関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

4ページを御覧ください。

議案第3号 令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第9次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、5ページを御覧ください。

市長からの協議文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和4年度第9次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、中宇中山の3筆です。

地目は畑。

面積は、3筆合計で1,975平方メートル。

種類は貸借権。

内容は樹園地。

期間は10年です。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおりです。

経営面積は174アール、更新です。

2番、平塚字小森下の3筆と富塚越所の2筆です。



地目は田。

5筆合計で6,436平方メートル。

種類は使用貸借です。

内容は水稻。

期間は5年。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおりです。

経営面積は92アール、新規です。

3番、名内字名内橋の1筆です。

地目は田。

面積は2,500平方メートル。

種類は貸借権。

内容は水稻。

期間は5年。

賃料は記載のとおり。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおり。

経営面積は92アール、新規です。

4番、名内字入谷の1筆です。

地目は畑。

面積は819平方メートル。

種類は貸借権。

内容は普通畑。

期間は5年。

賃料は記載のとおり。

支払い方法は直接持参です。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおりです。

経営面積は132アール、更新です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2番、3番につきましては、新規ですので、地区担当員より補足説明がございます。

2番について、海老原 清委員お願いします。

海老原清委員

農業委員の海老原です。

この案件につきましては、電話で確認したところ、親子だということで別に問題ないと思います。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

3番について、今井幹代委員お願いします。

今井幹代委員

農業委員の今井です。

5日の夜に権利者の方に電話しましたところ、野菜の納品のため遠くに出かけており、帰りは夜中になるとのことでしたので、電話口のお母様にお話を伺いました。

息子さんは、以前は勤めていたそうですが、数年前から農業を始めて、現在本腰を入れて一生懸命取り組んでいるそうです。

今後、安心して任せられそうだとおっしゃっておりましたので、問題はないと思います。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

中村敦雄委員。

中村敦雄委員

事務局に聞きたいのですが、1番の中地区なのですけれども、報告事項第2号のほうで合意解約になっているんですが、これは、どういうふうに見たらいいのですか。

笠井会長

事務局。

事務局

この合意解約のほうで、年数と金額を変えたいということで、1回解約して、もう一度同じ人と契約し直したいというお話があったので、それでもう一度、解約してから、この利用集積をしますということでお出しいただいたんです。

中村敦雄委員

それで、ここは、新規ではなく更新でということをやっているのですか。

事務局

そうですね。同じ場所なので。

中村敦雄委員

分かりました。

笠井会長

ほかにごありますか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長

賛成全員です。

議案第3号 令和4年度第9次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和4年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、8ページを御覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

相続の届出になります。

続きまして、9ページを御覧ください。

②農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、10ページを御覧ください。

③軽微な農地改良の届出になります。

続きまして、11ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

令和4年12月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらは、合意解約の通知になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、(2)その他、1月の事前審査会、総会の日程について。

申請締切りが12月16日金曜日、事前審査会が12月23日金曜日。

それから、場所です。

第2班で、午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会のほうが、年が明けまして1月5日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2、3になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人